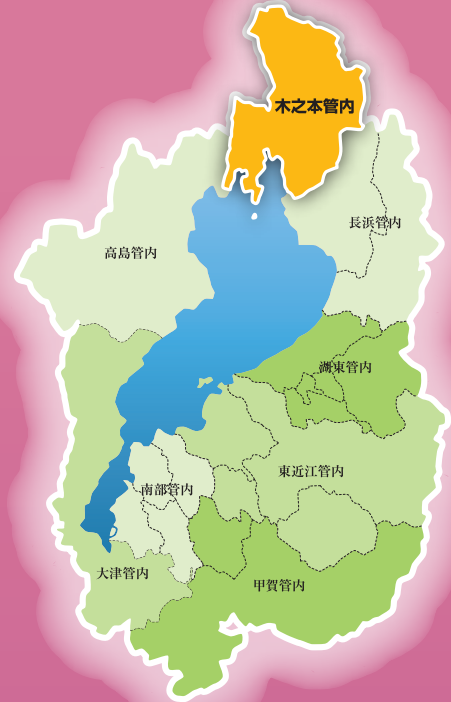


滋賀県道路整備

アクション プログラム

2013



長浜土木事務所木之本支所

【木之本管内の特徴・みどころ】

賤ヶ岳隧道より



赤後寺聖観音



奥琵琶湖パークウェイ



木之本地蔵院



余呉湖



どこに、どんな道路が、いつまでに必要か：「選択と集中」による重点化を図り、地域に真に必要な道路を優先して整備

滋賀県道路整備アクションプログラム2013

「道路整備アクションプログラム」とは、「どこに、どんな道路が、いつまでに必要か」を具体的に示した道路の整備計画のことで、県内8地域別に策定しています。このプログラムは、社会経済情勢の変化や新たな政策課題にかかる変更要素が生じた場合は適宜見直し、最長でも5年後には見直すこととしています。このため、平成15年度の公表から5年後の平成20年度には、最初の見直しを行い、平成20年度から平成24年度の5年間は『アクションプログラム2008』に基づき、道路整備を行ってきました。

2回目の見直しとなる『アクションプログラム2013』では、平成25年度から平成34年度までの10年間の道路整備計画を示しています。

見直しの方針

- ① マスタープラン(基本方針)、客観的評価マニュアルに基づき事業を評価する。
- ② 地域における情勢の変化を踏まえて、地域の重点項目を見直す。
- ③ 事業の重点化を図り、早期に事業効果を発現できるプログラムとする。

滋賀県道路整備アクションプログラム2013・見直しの背景

市町合併の進展

平成19年には26市町でしたが、市町合併により現在は19市町となりました。

新名神高速道路の開通(平成20年2月)

平成20年2月に新名神高速道路が供用され、沿線の甲賀地域には、供用前6年間で滋賀県に進出した企業197社のうち、約4割にあたる79社が進出しました。

東日本大震災の発生(平成23年3月)

全国で、高速道路、直轄国道、都道府県管理道路で約700区間弱が通行止めとなりました。これにより道路のあり方を改めて検討する必要性がありました。

滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)

滋賀県基本構想の達成に向け『4つの政策目標』を掲げて道路整備を実施

『滋賀県道路整備マスタープラン(第2次)』は、将来20年間の道路整備にかかる基本方針を示すものとして、平成15年4月に策定しましたが、策定後10年近くが経過し、社会をとりまく情勢も大きく変化していることから、平成23年度に改定しました。

改定のポイント

- 広域災害への対応
本県における広域災害への対応について
- 維持管理のあり方
今後さらに増大する道路の維持管理について
- 交通事故(自転車事故)への対応
自転車と歩行者の安全性の向上について

1 県内産業の活性化と地域文化の交流

2 誰もが安心・安全に暮らせる優しい県土の実現

3 環境負荷の軽減と個性と潤いのある生活空間の創造

4 地域の自立的発展と不安のない暮らしの創出

地域ワーキング

地域課題の抽出や、その課題を踏まえた今後の道路整備に関して提言

長浜土木事務所木之本支所管内の地域課題を抽出し、その課題を踏まえた今後の道路整備について提言を行うことを目的とする地域ワーキングを、平成24年度に3回開催しました。

2013

どこに?
どんな道路が?
いつまでに必要?

10年間の具体的な道路の整備計画

具体化

≫詳細は 中面へ≪

ワーキングの経緯

第1回 平成24年8月6日(月)

5年間を振り返り、地域の道路、交通の問題点や課題等についてご意見を伺いました。

第2回 平成24年9月10日(月)

地域課題を抽出し、客観的評価マニュアルにおける地域の重点項目を議論しました

第3回 平成24年12月21日(金)

客観的評価マニュアルによる事業評価結果や提言について議論しました。

※長浜土木事務所木之本支所管内における地域の重点項目

「大型車のすれ違い不能の解消が図れる整備」
「防災総点検要対策箇所の改善が図れる整備」

客観的評価マニュアル(H23)

事業の優先度を客観的に評価するためのマニュアル～誰がやっても同じ結果、誰が見ても納得できる評価基準～

客観的評価マニュアルはマスタープランに併せて、平成23年度に改定しました。

改築事業 | バイパス整備や道路拡幅、交差点改良など

5項目で評価

1. 必要性

2. 走行改善効果

3. 進捗状況

4. 事業熟度

5. 地域特性
(地域の重点項目)

評価基準の主な見直し

アンケート結果等から、交通事故の発生を減らす道路整備、高齢者等の移動の円滑化を図る歩道整備、渋滞を緩和できる整備や、緊急輸送道路の整備について、配点をアップ。

交通安全事業 | 自転車歩行者道や歩道整備など

5項目で評価

1. 計画の位置づけ

2. 道路利用状況

3. 必要性

4. 進捗状況

5. 事業熟度

評価基準の主な見直し

自転車に関係する事故が社会問題となっていることから、「自転車と車両の事故状況」を評価項目として追加。

2008

アクションプログラム2008に基づく整備事例

国道303号岩熊・八田部 [H21.7 供用]

- 坂路・交差点改良・歩道整備
- 急こう配を緩やかにするとともに、鋭角交差点を見通しの良い交差点に変更
- 歩道を設置し歩行者自転車の安全を確保



整備前の状況



整備後の状況

道路整備アクションプログラム2013

道路事業:改築事業

整理番号	路線名	工区名	継続	H25～H34		※事業化 検討路線
				前期 H25～H29		
				着手	完了	
92	国道303号	音羽		●		
93	国道365号	樺坂	●		●	
94	西浅井余呉線	西浅井・余呉				●
95	川合千田線	川合・古橋	●		●	
96	川合千田線	尾山				●
97	杉本余呉線	杉本・上丹生				●
98	中河内木之本線	小原・下丹生	●			
99	中河内木之本線	中河内・小原	●			
100	中河内木之本線	大見	●		●	
101	木之本高月線	雨森・馬上		●		

道路事業:交通安全事業(歩道整備)

整理番号	路線名	工区名	継続	H25～H34		※事業化 検討路線
				前期 H25～H29		
				着手	完了	
67	国道303号	金居原・杉野		●		
68	落川高月線	落川	●		●	
69	西柳野高月線	柳野		●		
70	国道303号	岩熊				●
71	井口高月線	柏原				●

参考掲載

国事業・高速道路会社事業

整理番号	路線名	工区名
23	国道8号	高月自転車歩行者道設置
24	国道8号	塩津バイパス

市町事業

整理番号	路線名	工区名	継続	H25～H34		※事業化 検討路線
				前期 H25～H29		
				着手	完了	
74	木之本穴師線	木之本	●		●	
75	IC千田線	木之本				●
76	東物部井口線	井口	●		●	

※事業化検討路線:予算の確保状況、他事業の進捗状況および地元との協議調整状況等により事業化を検討していく路線
注)「整理番号」は、県内統一で事業ごとに連番でつけたものです。

長浜土木事務所木之本支所 道路整備アクションプログラム箇所図

凡例

道路事業	
改築事業	— (00)
交通安全事業	— (00)
歩道整備	— (00)
国事業・高速道路 会社事業	
	— (00)
市事業	
	— (00)
— 高速・有料道路	
— 国道	
— 主要地方道・一般県道	
— J R 在来線	
— 市町境	
— 県境	
●	インターチェンジ
●	土木事務所

97 杉本余呉線 (杉本・上丹生)

- 冬期閉鎖になる杉本と上丹生を東西に結ぶ道路の整備
- 1車線で大型車のすれ違いができないほか、杉本隧道は救急車が通行できない。

・現在の状況



67 国道303号 (金居原・杉野)

- 杉野小・中への通学にも利用される区間への歩道設置

・現在の状況



68 落川高月線 (落川)

- 高月市街の拡幅事業

・現在の状況



95 川合千田線 (川合・古橋)

- 防災総点検要対策箇所の解消を図り、交通の安全を確保する。

・現在の状況



道路施設の計画的な維持管理

適切な管理計画に基づいた計画的な維持管理を実施します

❖方針

- ・事後保全から予防保全への転換
- ・道路施設の長寿命化
- ・将来の維持管理費を平準化
- ・計画的維持管理による道路利用者の安全確保

❖主要な取り組み

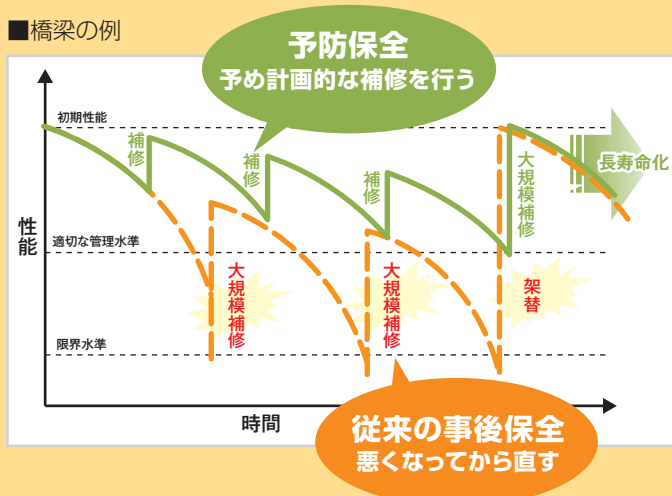
- ① 橋梁長寿命化計画に基づき橋梁の予防保全を実施する。
- ② 舗装については、経済性、長寿命化等を考慮した最適な舗装維持補修工法を採用することにより、舗装の耐用期間、走行性能の向上を図る。
- ③ 通学路の緊急点検および3省庁合同点検等の点検結果に基づき、計画的に安全対策を実施する。
- ④ 地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、緊急輸送道路における橋梁補強、道路狭隘部の改良、災害防除等を計画的に実施する。
- ⑤ トンネル・側溝・擁壁などの道路構造物の維持修繕、路肩除草・道路植栽剪定などの適切な道路の維持管理を実施する。

計画的維持修繕の導入による維持補修費のコスト縮減について

構造物の計画的な維持管理が必要です

従来の悪くなってから直す(事後保全)では将来の維持補修費が増大します。予め計画的な補修を行う(予防保全)ことにより、構造物の長寿命化を図るとともに、コストの縮減や平準化を図ります。

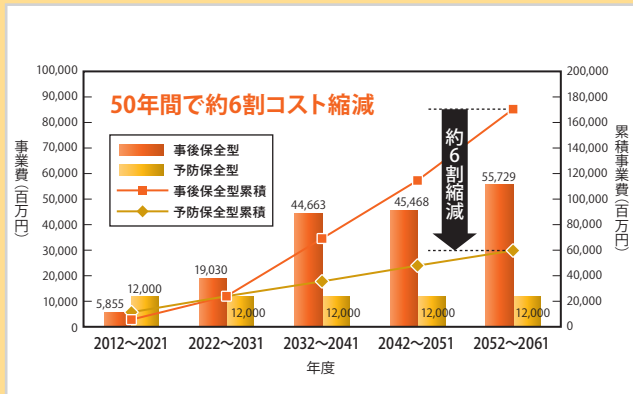
■橋梁の例



■国道365号(余呉大橋)



■予防保全する場合と事後保全する場合の将来事業費の推移



地域別アクションプログラム(長浜土木事務所木之本支所)

地域ワーキング提言

木之本地域(高月町、木之本町、余呉町、西浅井町の4町からなる旧伊香郡)は、国道8号、国道303号、国道365号、北陸自動車道が走る近畿、北陸、中部を結ぶ交通の要衝である。

木之本地域の道路ネットワークを考える上では、原子力や豪雨・豪雪、地震などの災害に対する地域の対応力を高めるほか、合併後の地域振興を図るため、南北軸だけでなく、東西軸の整備が不可欠である。

また、地域の多くは山間部で道路幅員が狭隘な区間が多く、救急車などの緊急車両の通行不能区間や、すれ違いができない区間が残されているほか、災害・異常気象による道路の寸断や交通阻害も生じており、地域の分断や孤立の解消が喫緊の課題である。

さらに、歩道が設置されていない通学路への対応や、今後増大することが見込まれる橋やトンネル等の構造物の適正な維持・管理など、安全・安心して暮らすことができる生活基盤の構築に寄与する道路整備が求められている。

本地域ワーキングでは、アクションプログラムの見直しにあたり、地域の課題や重点的に整備すべき項目等について平成24年8月から3回にわたって議論してきた。この地域ワーキングでの議論をふまえ、今後、真に必要な道路整備が無駄なく着実に推進されることを願い、以下の事項を提言する。

1. 災害や雪に強い安全で円滑な道路ネットワークの確保

木之本地域は、山間部を多く擁することや、関西圏唯一の特別豪雪地帯を有すること、原子力災害における緊急時防護措置準備区域に含まれることを踏まえ、地域住民の命を守るため、豪雨・豪雪などの異常気象や地震に伴う道路の寸断やそれによる地域の孤立、移動性の低下を回避し、東西軸の強化等のネットワーク整備や道路の防災対策、雪への対応を進め、年間を通して安全・円滑な道路ネットワークを確保することが必要である。

2. 合併後の地域振興を支える道路ネットワークの構築

合併後における木之本地域の骨格をなす東西軸の整備をはじめ、合併市町間を結ぶ路線や山間部の集落間を結ぶネットワークを強化することで地域間連携を円滑にし、観光の振興を図るなど、地域の活力を引き出していく必要がある。

3. 安全・安心・快適な生活を支える道路整備

山間部の通学路で歩道が設置されていない箇所などの安全を確保し、子供や高齢者などの交通弱者や歩行者・自転車利用者が、特に通行機能が低下している冬期も含めて安全・安心して通行できる交通環境の整備が必要である。

4. 構造物の長寿命化に向けた維持・管理の充実

橋梁やトンネルなどの構造物の老朽化に対応し、新設だけでなく効率的な更新や維持管理を充実させていく必要がある。

5. 地域の意見を活かした道づくり

地域ワーキングで議論してきた内容の早期実現に向け、道路管理者、関係者、地域の連携のもと、地域の意見を活かした道づくりの推進が望まれる。

地域別アクションプログラム(長浜土木事務所木之本支所)地域ワーキング